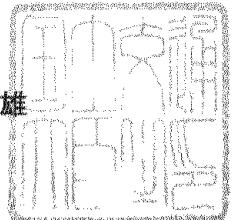


国官総第657号
平成18年3月31日

高等海難審判庁長官 殿

国土交通大臣 北側 一雄



平成18年度に海難審判庁が達成すべき目標について

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、平成18年度において海難審判庁が達成すべき目標を次のとおり定めたので、通知する。

I. 海難審判庁が達成すべき目標の設定に当たって

中央省庁等改革基本法においては、各府省が行う評価として「政策評価」及び「実施庁の実績評価」が規定されているところである。海難審判庁は、主に政策の実施を担う庁と位置づけられているものの、政策の企画及び立案を行う行政機関でもあり、「政策評価」、「実施庁の実績評価」とともにその対象となる機関である。

本件は、業務の実施に係る目標を設定するものであり、目標の達成状況については、原則毎年度の評価を行い、速やかに公表されるものである。

II. 海難審判庁が達成すべき目標

1. 迅速な海難の調査及び審判について

海難の防止に寄与するため、迅速な海難の調査及び審判に努め、早期に原因究明を行う。

〔具体的な目標〕

- ・海難の認知から裁決までの平均期間を12ヶ月以内とする。
- ・社会的影響の大きい海難については、上記平均期間を10ヶ月以内とする。
- ・水先人が関連する海難については、上記平均期間を10ヶ月以内とする。

2. 海難に関する情報の利用促進等について

海難の原因、海難実態の分析等に関する情報を提供する機能の向上を図るとともに、海難審判及び海難防止に関する知識の幅広い普及を図る。

[具体的な目標]

- ・「海難審判庁ホームページ」の裁決・広報等の各種データ提供の充実を図る。(ホームページ訪問者のページ閲覧数を平均7ページ以上とする。)
- ・本庁及び地方機関において特定のテーマについての海難分析、図解による裁決事例集の作成等を実施し、その結果を5回以上公表する。
- ・裁決及び海難分析結果を活用した海難防止に関する講習等を50回以上実施する。